

平成27年3月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成27年3月4日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 柳沢英希議員 (1) 子宮頸がん予防ワクチン副反応について
2. 内藤とし子議員 (1) 教育行政について
(2) 防災行政について

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄

財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠 田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	神 谷 理

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 一般質問を行います。

3番、柳沢英希議員。一つ、子宮頸がん予防ワクチン副反応について。以上、1問についての質問を許します。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、1問、子宮頸がん予防ワクチン副反応について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、子宮がんには、子宮内膜がんと言われる子宮体がんと子宮の入り口の子宮頸部に発生する子宮頸がんの2種類があります。今回の一般質問で触れさせていただくのは、後者の子宮頸がんについてであります。

この子宮頸がんの発生には、HPV（ヒトパピローマウイルス）が関係し、このヒトパピローマウイルスに感染するには、基本、性交渉により感染すると言われております。全ての女性の約80%が一生に一度はこのウイルスに感染するという報告があるほど、ありふれたウイルスであり、つまりはほとんどの女性が子宮頸がんにかかる可能性があるということになります。

ただ、感染しても、ほとんどの人が症状などが出る前に体外に排出されるので、持続感染する確率はその中でも10%ほどと低く、そこから細胞に異常を生じて子宮頸がんに進行する確率は1%以下と言われております。

しかし、体調不良が続いたり、免疫力が低下したりすると、うまく排出されず、感染が続いてしまい、発生すると考えられております。

1983年にこのヒトパピローマウイルス（HPV）は発見され、主に16型と18型のウイルスにより子宮頸がんは発症することが多いと報告されており、近年では20代から30代の女性にふえてきていると言われております。

そして、この低年齢化に伴い、性交渉のない子供たちに対してウイルス予防ワクチンとして開発され、販売、定期接種化されたのがサーバリックスとガーダシルであります。世界保健機構（WHO）が推奨し、多くの先進国で公的接種とされております。日本では、サーバリックスが2008年12月、ガーダシルが2011年8月に発売され、2013年から定期接種化されております。子宮頸がんの約半分はこのワクチンを接種することで予防ができることが期待されていると、厚生労働省も平成25年の6月にホームページで報告をしておりました。

国が、そして世界が勧める予防接種であれば、この予防ワクチンを接種すれば子宮頸がんの発症を抑えることができると多くの方は思ったのではないのでしょうか。また、安全であると思っただけの方は非常に多かったのではないのでしょうか。

しかし、残念ながら、このワクチンを接種した後、それによる副反応ではないかと思われる症状が出た方が多く、今でも大変苦しんでいる子供たちが多数見えます。

症状としましては、軽度のものから重度のものまであり、重度の子ではけいれん様の不随意運動、認知症のような記憶障がい、学習障がい、鬱、そして異常行動などが見られます。このような症状は、数カ月たってから出ることが多く、症状によっては違いはあるものの、落ちついている日があったり悪化する日があったりと激しく変化するものであります。

そのようなことからだけかわかりませんが、医者へ行っても、結果、ワクチンとの因果関係を否定され、精神科に回されたり、気持ちの問題ではという対応が多く見られました。被害に遭ってしまっている方は、宙に浮いてしまった状態、いわば宙ぶらりんの状態になってしまっているわけです。

そこで、担当部局にお伺いいたします。

高浜市において、どのくらいの子供たちがこのワクチンの定期接種を受けたのか。当局のワクチンに対する考え方や今現在の国の動向や市民への対応など、どうされているのかを教えてください。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、柳沢英希議員の子宮頸がん予防ワクチン副反応についてお答えさせていただきます。

高浜市における子宮頸がん予防ワクチンの接種は、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金事業を受けて、平成23年1月から開始をしており、その後、平成25年4月1日に定期接種化されております。

しかし、定期接種化されて間もなく、平成25年6月14日に開催された第2回の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が子宮頸がん予防ワクチンの接種後に特異的に見られたことから、この副反応の発生頻度などがより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないと判断され、勧奨の再開までの間にサーバリックスとガーダシルの2種類のワクチンの比較を行うこと、海外での慢性疼痛症例の状況を確認すること、これまで報告のあった広範な疼痛を訴える38症例を中心に、その概要を明らかにするための調査、研究を行うことの3点の取り組みを実施することとされました。

厚生労働省は、この部会報告を受け、積極的な接種勧奨の一時差し控えを決定し、報道発表を行うとともに、同日付で各自治体へ通知を行いました。その勧告内容は、ヒトパピローマウイルス感染症については、平成25年4月1日から予防接種法による定期接種として行われているが、部会報告において定期接種を積極的に勧奨すべきではないと判断されたことを伝えるとともに、一方で、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を中止するものではないので、対象者のうち

希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長に接種機会の確保を要請しております。

この市町村向けの通知とは別に、子宮頸がんと子宮頸がんワクチンの関連性をわかりやすく説明し、広く接種対象者に呼びかけを行うパンフレットを作成しております。

パンフレットでは、具体的に、現在、子宮頸がんワクチンの接種を積極的に勧めていないこと、また接種に当たっては有効性とリスクを理解した上で受けていただくこととしています。

また、子宮頸がんは、乳がんに次いで若い女性に2番目に多いがんであり、子宮頸がんはヒトパピローマウイルスというウイルスの感染が原因で起こること、子宮頸がんの約半分はワクチンの接種によって予防できるものであるとしています。

次に、その効果については、子宮頸がん予防ワクチンは世界保健機関が接種を推奨し、多くの先進国では公的接種とされていること、また子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がん全体の50から70%の原因とされる2種類のウイルスに予防効果があるとしています。

反面、そのリスクとして、比較的軽度の副反応は一定の頻度で起こり、発熱や接種した部位の痛み、腫れ、注射の痛みや恐怖や興奮などをきっかけとした失神があるとしています。加えて、まれに重い副反応もあり、接種後の副反応については、接種との因果関係を問わず報告を集め、定期的に専門家が分析や評価を行うこととしています。

また、接種との因果関係については不明であるが、持続的な痛みを訴える重篤な副反応も報告されており、現在調査中であるとした内容となっております。

続く平成25年10月28日には第4回の副反応検討部会が開催をされ、部会報告の中で、平成25年4月から7月までの副反応報告の報告件数と発生頻度が報告をされ、報告数の増加は認められるが現状に大きな変化はなく、現在の取り扱いである積極的な接種勧奨の差し控えを継続することが妥当とされました。

厚生労働省は、この部会報告を受け、接種の差し控えを継続しております。

現在の子宮頸がん予防ワクチンに対する厚生労働省の方針については、平成26年8月29日に当時の田村厚生労働大臣が閣議後の記者会見の中で報告されています。

その内容は、子宮頸がん予防ワクチンについては、広範な慢性の疼痛や運動機能の障がいなど、因果関係はわからないものの、接種後の特異的な副反応が事例として出ており、平成25年6月に積極的勧奨の差し控えを行い、その後、副反応検討部会においていろいろと議論をいただいた内容を踏まえ、新たに3つの対策を講じていくこととしています。

1点目が、接種後の特異的な副反応を有する方が身近で医療を受けられるよう、各県において1カ所以上は協力医療機関として整備をすること。2点目として、これらの症状により医療機関を受診される方について、副反応報告が確実に行われるようにすること。あわせて、過去に同様の症状により医療機関を受診された方についても対象としていくこと。3点目として、副反応報告をされた方については、これまでに報告された方も含めて、その後の状況を追跡調査していく

こととしています。また、この3つの対策を通して、症状の発生頻度や改善状況を把握し、しっかりと情報提供を行っていくこととしています。

一方で、記者会見の中でも、全数調査については、副反応のある方は、どこかの医療機関を受診されてみえることから、受診をしている医療機関から情報提供をしていただくことを進めていくこととしており、副反応報告については医療機関経由で把握していくことが国の方針であると考えています。

なお、この厚生労働大臣の指示を受けて、接種後の症状の副反応報告の強化が図られております。具体的には、子宮頸がん予防ワクチン接種後の慢性の疼痛または運動障がいを中心とする多様な症状については、従来、報告すべき症状として明記されていませんでしたが、接種医等は、対象症状を呈する症例について、接種との関連性が高いと認められる場合、厚生労働大臣に報告すべき旨の注意喚起が図られております。

また、報告された症例については、医療機関やワクチン製造企業と連携して、その後の状況を追跡すること、得られた情報については、随時副反応検討部会に報告し、専門家により検討し、対象症状の発生頻度等について国民に情報提供を行うこととしております。

以上が現在の厚生労働省の子宮頸がん予防ワクチンに対する対応であります。

なお、高浜市における事業開始後の接種者数は1,224人で、副反応報告は1件で、重篤なケースではありませんでした。

議員御承知のとおり、子宮頸がん予防ワクチンに限らず、副反応によって医療機関で治療が必要になったり生活に支障が出るような障がいが残るなど健康被害が生じた場合は、法律に基づく救済が受けられることとなっております。

この救済制度の仕組みは、健康被害が予防接種によって引き起こされたものか別の要因によるものかも含め、厚生労働省が設置する外部有識者で構成される疾病・障害認定審査会で審査を行い、審査結果を受け、定期の予防接種を実施した市町村が当事者に支給の可否を通知することとなっており、予防接種の実施主体は市であるものの、市は申請窓口、そして国への進達事務を担っているのみで、予防接種、とりわけ救済制度に対する市の裁量はほとんどないのが現状でございます。

また、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えは継続されていますが、同時に接種が始まった小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンは、乳幼児期における肺炎の減少という形でその効果を直接本人が享受できるのに対し、子宮頸がんの現状は、20歳代の患者がふえてきているものの、20歳代後半から患者数がふえていく疾病であるという点では、子宮頸がん予防ワクチンは将来のリスク回避に向けた予防接種であり、接種を受けた中学生や高校生の時点での直接の効果がなく、その副反応で苦しむことは非常に残念で、御本人さんもおつらいと思います。

子宮頸がん予防ワクチンの副反応については、全国組織として全国被害者連絡会が設立され、

愛知県支部も立ち上げられたとお聞きをしております。また、愛知県支部の方が名古屋市長にワクチン接種者の追跡調査を行うよう要望書を提出され、名古屋市では、今後、追跡調査を進めていく方向であるとお聞きをしております。

現在の厚生労働省の方針は、医療機関を起点に対象者を把握するという考えであり、市町村に対し、接種者の追跡調査を行うような指示はありませんが、既に追跡調査を実施された碧南市や今回実施が予定される、特に接種者数の多い名古屋市の取り組みから新たな動きが出て、市町村による追跡調査の流れが進んでいくことも想定をされます。現時点では、その実施内容や結果を見守っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

答弁の中で、先ほど子宮頸がん予防ワクチンは将来へのリスク回避に向けた予防接種ということでしたけれども、そこら辺の部分に関しても被害者の方々ともお話をしていくと、全国的にそうなんですけれども、非常に医者からも説明がすごく少ないと、先ほどの小児用肺炎球菌ワクチンとかヒブワクチンというのは、そのものに対して効果が見られるんですけれども、この子宮頸がん予防ワクチンというのは、子宮頸がんそのものに効くわけじゃなくて、あくまでもヒトパピローマウイルスに対してのワクチンであって、子宮頸がんを抑制すると、治すという治療のものでもないわけですね。

今まで、何度か関係部局の方ともお話をさせていただいてきた中で、高浜市にはそのような副反応の報告がありませんということはずっと伺っておりました。

先ほどの答弁の中で、1,224人接種した中で1件あったということでありましたけれども、まずはちゃんと接種された方々に対して、説明と市の独自の追跡調査をまず行っていただきたいなという気持ちであります。

なぜなら、冒頭でも言いましたけれども、今回、全国的に出ている副反応と予測される方々も、接種後に痛みや症状を抱えて医療機関へ行っても、ワクチン接種後の副反応ではないと、精神的なものであるとか、時には成長期だからそういう痛みがあるんじゃないかと、中には気持ちの問題じゃないのか、親が言うから子供も痛く感じるんだよ、そういった対応があったというのも、他市、また他県において、そういった医療機関があるという報告も受けております。そのような対応の中で、2軒目、3軒目と幾つもの医療機関をその親御さん、それからまた子供の方々は時間とお金をかけて回りまして、最近やっとその副反応の可能性が高いというふうに医学会の中でも言われる段階へ来ているわけであります。

高浜市におきましても、お1人、副反応の方があったと言われますけれども、実際どういった形でやられたのかちょっとわかりませんが、確実にまだ1人だけではないかということは

言い切れないかなと、そういったその病院の対応も今までありましたので、そこら辺というのは確率的にどうなのかなという疑問がちょっとありました。

最後に答弁の中で言われました見守っていくというのは、他市での状況を見守っていくのが高浜市、市として、行政としての仕事ではなく、市民の安心・安全をしっかりと守っていく、見守っていくのが本来であって、碧南市や名古屋市、それから鎌倉市のように、市独自の追跡調査をする必要があるのではないかと私は思っております。

欲を言えば、ワクチン接種した方、それから接種してない同年代の方々との比較というような形で、要は成長段階での痛みというの、実際男の子でも女の子でもありますけれども、そういった痛みもありますので、本当に精神的なものなのかワクチンでの副反応の可能性が高いものなのか、そういった統計をとれるような追跡調査というのを本当は行っていただきたいなと思っております。

連絡会の方々からそういったアンケートのものをいただいております、全部で質問が7項目といったシンプルなものでありますので、一般質問の終了後に、また参考までにお渡しはさせていただきますと思っております。

愛知県内で、自民党の熊田代議士を初めまして愛知県会、名古屋市会の議員の方々を中心に、基本的に自民党だけじゃなくて超党派になっているんですけれども、設立された愛知県HPV副反応対策議員連絡会の私も一人であります。

昨年とことし、昨年、保健福祉グループリーダーの加藤リーダーにも来ていただきましたけれども、名古屋と刈谷でHPV副反応についての勉強会を行っております。そのとき、会場に実際に被害に遭っている子供たちが勇気を出して、多数、車椅子の方、それから足を引きずっている方も見えておりました。この年代というのは、一番多感期なころで、本来であれば女の子だとおしゃべり、お化粧しなければ外に出れないといったような、そんな年ごろなわけにありますけれども、そんなことを乗り越えて、強い思いで会場にたくさん見えておりました。

彼女たちの本音を伺いますと、あと家族の方々の本音を伺えば、今すぐもとに戻してほしいという気持ち、これが本音だと思います。自分の周りが例えばそのようになった、そういう人が出た場合に、私も多分子供さんや親御さんと同じ気持ちになるでしょうし、皆さんの家族、それから御近所、周り、友達とかでもそういった方が出た場合、本当にどのように考えるのかなと、人ごとじゃなく自分事でも考えていただきたいなと。

今、この被害に遭ってしまった子供たちが、またその親御さんが言われるのは、もとに戻してくれということ以上に、ワクチンを打って同じような子がこれ以上出ないこと、また先ほど述べさせていただいたような症状とワクチンとの因果関係の有無を早期にはっきりしてほしいということでもあります。

世の中には自己責任という言葉がありまして、きのうもある議員さんと話をしているときに

てきましたけれども、確かに何をすることも、されるにも、世の中、自己責任というものがついてまわります。自己責任とは、自分の持つ情報だとか知識、そういったものを含めて自分自身で決めていく、そういった権利を有するからこそ自己責任というものがついてくるんだと考えておりますけれども、基本的に成長していく中で大人から学ぶことというのは、間違ったら、戻ったり、やり直したり、謝ると、そういうことが本来であって、国であろうが個人であろうが当たり前だと私は思っております。

今回の件は、調べれば調べるほど、定期接種化に進むまでというのが余りにも拙速でずさんであるということが調べれば調べるほど本当にわかってきます。実際、定期接種化してみたら、これほど多くの接種者にワクチンによる副反応が見られるという結果が出ているわけです。

平成25年5月16日に開催された厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会における副反応報告は、さきに承認された2価ワクチンのサーバリックスと後発の4価ワクチン、ガーダシルを合わせて1,968件に上っており、100万回接種当たり、それぞれ245.1件、それと155.7件の発生率と、インフルエンザワクチンでは6.4件ということで、他のワクチンと比較しましても明らかに高い数字となっているわけであります。

現在では、当時よりも400万人以上接種者がふえて、全国で接種者の数が約830万人に上ると言われております。ほとんどの方が、基本的に性交渉が行われる前ということなので、10代のこれから未来がある女の子たちであります。中には、親の立場上というのもあって報告されていない方々も多数見えるわけでもありますし、病院の対応等の初期対応のことでもありますが、表面化されていない方というのが多数見えるのかなと思っております。

いまだ因果関係がはっきりしていないからと国が言われますけれども、因果関係すらわからないようなワクチンを定期接種化していること自体、私からすると疑問に思う部分でもあります。

この件に関して、市や県に責任を追及すべきことではないというのは私も重々承知はしております。本来、国に追及すべき話だということも理解しておりますけれども、本来、国がしっかりと責任をとるべきことでもありまして、ただ私が皆さんにお伝えをしたいことは、ほかのワクチンに比べて目の前に苦しんでいる方々が大勢見えるということと、医療機関や国のやることと信じて接種して、予期せぬことが起きた、国や医療機関は責任をとろうとしていないと、まさしくその国民との信頼関係をやはり崩すというようなやり方ではないかなと。

実際に苦しんでいる方々は、じゃあどうすればいいのか。副反応が出てしまった子供さんたちは、先ほども言いましたけれども、自分たちと同じようになる子供たちがこれ以上出ないようにしてほしいと、自分たちをすぐ何とかしてほしい、救ってほしいという気持ちがあるにもかかわらず、こんな状況下においても人のことを心配している子供たちに対して、私も一大人、社会人、一人の地方議員として本当に申しわけないなと、面と向かって自己責任なんてこと、絶対言えないと思うんです。

自分にできることは何なのか、この子たちの痛みをとってあげることにはできないと思いますけれども、心の痛みは少しでもとってあげられるんじゃないかなと、とってあげたいという気持ちで、少しでもそんな子供たちの思いを拾ってあげられるとしたら、少しでも多くの方々にこの件を知っていただくことのお手伝いをしていくことではないのかなという気持ちで今ここにおります。

さきに述べましたけれども、基本は自己責任かもしれませんが、しかし、人間のなすことに完璧なものはなく、1人でやれることは限られているからこそ、相手を思いやり、助け合い、支え合うこと、補完し合うことというのが自分たちは人生の中で学んでいるのではないかなと。高浜市もそうですし、各自治体が行っている福祉行政というのも、そうではないかと私は信じております。

だからこそ、今回のこのワクチンを接種した方全員に対して、このような情報をしっかりと周知していただいて、表面化していなくて、自分で抱え込んで悩んでいる人が1人でもいる可能性が少しでもあるのであれば、市独自の追跡調査の必要性は私はあると思っております。そして、似た症状の方がいたならば、しっかりと相談に乗れる状態を市のほうでもつくっていただいて、心と体のケアを考えていただきたいと思っております。

また、この子宮頸がんというのは、欧米のように定期的に検診を受診することで早期発見もできて、悪化しても、初期症状であればほぼ100%完治するというがんであります。そういった情報も、行政としましてもしっかりと、接種した方、接種していない方、希望があれば接種できるということでしたけれども、そういった方々にしっかりと周知をしていただきたいということと、もし何かあれば、その被害者連絡会の方々と情報交換をして市民の皆様へ周知する、そういったお手伝いもお願いをしたいなと思っております。

私の当局へ対する要望は以上でありますけれども、もし何かあればお願いします。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） お答えをさせていただきます。

まず、追跡調査につきましては、厚生労働省のほうは、先ほど答弁させていただきましたように、医療機関を起点に対象者を把握していくという考えであります。

一方で、厚生労働省のほうは、接種と副反応の因果関係が絶対ないとは言えないので、現状も差し控えを行っていること、また子宮頸がんの予防接種につきましては、依然として定期接種であること、この2点に課題は集約されているのかなというふうに考えております。

議員おっしゃられましたように、先進的に取り組まれてみえる碧南市や名古屋市の実施状況、これが今後の高浜市の取り組みの参考、そして方向性となっていくことも十分想定をされておりますので、そうした意味からも市として注意深く見守っていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） いろいろと御答弁ありがとうございました。

ただ、最後にまた1点、もう一回言いたいのは、医療機関からと言いますけれども、医療機関が認めなければ基本的には情報が上がらないということですので、そこら辺ももう一度しっかりと考えていただきたいと思います。

最後に、今後少しでもこういった事案が繰り返されないことがないように、また減っていくことをしっかりと願いまして、私の一般質問を終了いたします。

関係各位の皆さん、本当にありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は10時40分。

午前10時31分休憩

午前10時39分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、教育行政について。一つ、防災行政について。以上、2問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告してある2問について質問いたします。

戦後確立した6・3・3制、これは小学校6年生、中学校3年生、高校3年生の6・3・3制は、誰にでも平等な公教育を提供する単純型学校体系です。

一方、小中一貫教育は、国による教育内容の統制、学校間・自治体間の競争の強化、学校選別などを目的にした公教育の再編成の中に位置づけられています。そこには、よりスリムな公教育で、産業構造の変化に応じた新しい人材を確保する教育にという狙いがあるとされています。

小中一貫校とは、広島県呉市が財政の逼迫から、2つの小学校と1つの中学校を統廃合するために2000年に文部省の研究開発学校として始まりました。その後、東京都品川区、京都市などが内閣府の構造改革特区制度を使って小中一貫教育特区の認可を受け、カリキュラムの規制緩和を導入し、拡大しました。

自治体の教育委員会が小中一貫教育全国連絡協議会をつくり、2006年度から小中一貫サミットを開いています。ここに1,500人規模の教育関係者が、これで統廃合ができると導入し、拡大していきました。

多くの自治体が小中一貫教育を進める根拠となっているのは、2005年の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」です。設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みに

ついて云々、十分に検討する必要があると記しています。

各自治体で、小から中への接続がうまくいかないという中1ギャップの解消や、子供の認識力における9から10歳の壁を口実に、義務教育6・3制の区分を見直して、4・3・2制、1年生から4年生、5年生から中学1年、中学2年から中学3年の4・3・2制が登場してきました。保護者も、新しいカリキュラムやエリート校になると聞くと、反対しづらくなります。

小中一貫教育導入の理由は、どの自治体も中1ギャップの解消というものです。呉市の小学校児童の67%が中学に対して不安を感じているという調査から生まれました。

しかし、中1ギャップという根拠は薄弱です。心理学や教育学の検証があるわけではありません。中学入学への不安がある子の方が、より成長できるという調査、研究もあると伺っています。中学校で不登校やいじめがふえるのは、受験の重圧が大きな原因となっています。高校受験の重圧を解決しないままでは、小学校5・6年に中学校文化がおりてくるだけで、問題は解決しません。小学校5・6年は、受験と関係なく、小学校のリーダーとして知力をつける時期ですが、それが保障されない問題の方が大きいのです。

そこで、高浜市の幼保小中一貫教育の進捗状況、次に一貫教育を実施している他市の状況、次に不登校児童・生徒の現状と対策について伺います。

次に、防災行政についてであります。昨日、美濃の東部で地震が起きました。揺れ初め、大きいかと身構えましたが、大したことはなく、ほっとしました。

阪神・淡路大震災や東日本大震災と大きな地震が、被害が起きています。また、昨年、長野県白馬では震度5という強い揺れに襲われました。愛知県でも、今後30年間に8割の率で南海地震、東南海など大きな地震に襲われる心配があると言われていています。

この長野県白馬村では、40棟以上の家屋が全半壊しながら、住民らによる迅速な安否確認と救助活動が功を奏し、死者をゼロに抑えました。地域で築き上げた強い連帯感のたまものと言え、各地で巨大地震への備えが進められる中で白馬の奇跡と報道されました。このニュースは、奇跡の死者ゼロと何度も報道されました。

36棟が全半壊した堀之内地区では、豪雪に耐える重い屋根が地面に崩れ落ち、路地を塞いでいる場所もいまだに多い状況です。この地区に暮らす白馬村消防団の横山さんは、死者がなかったのは奇跡だ、地域に濃密な人間関係があったからこそと話されます。

白馬村は、29の行政区に分かれていて、形は異なるものの、地区ごとに区長を頂点としたピラミッド型の住民組織が築かれています。86世帯230人の堀之内地区では、区長の下に10世帯ほどを束ねる8人の組長が、さらに各組長の下に補佐役の2人の伍長がいます。横山さんも伍長を務めています。災害時、伍長は受け持ち世帯の住民の安否を組長に伝え、組長が区長に伝える仕組みがあらかじめできていました。

こうした住民組織が機能するには、日ごろからの親密な近所交際が前提となります。堀之内地

区の柏原頼子さんは、地震後すぐ倒壊した隣家に向かいました。向こう三軒両隣の家族なんて知っていて当然、誰が家のどこで寝ているかだっただけでわかっているよと言われます。倒壊家屋のどこを捜索すればよいか、即座に消防団などに伝えられ、スムーズな救助につながったということです。

7棟が全半壊した三日市場地区では、5年前ほどから、高齢者の所在を地図に書き込み、災害時に誰が誰を支援するか決めていました。県独自の防災対策でありましたが、住民がとっさの行動に迷うことなく、1時間ほどで41世帯118人の安否を確認できたと言います。

こうした住民組織があらかじめできていたと聞くと、東京や大阪、名古屋ではなし、若干私たちのまちでもと思わないでもありません。今、私たちのまちでは自主防災組織ができていて、町内会の総会などで紹介がされます。

そこで、自主防災組織と各まちづくり協議会との連携について伺います。

自主防災組織と各まちづくり協議会とは、どのような連携を持って活動してみえるのでしょうか、お答えください。

次に、災害弱者に対する対応について。

災害弱者、要援護者の組織化については、どのように進んでいるのでしょうか。手挙げ方式で組織化したものの、十分組織することは無理があると先日言われました。その後、どこまで進んでいるのか、お答えください。

次に、三河地震・東南海地震の掘りおこしと今後の対策について伺います。

先日、1月20日、名古屋大学の減災館へ議会で行ってきました。そこで、昭和19年の東南海地震や年が明けて昭和20年三河地震と続けざまに地震があった際、西尾市や幸田町で大きな被害があったと聞きましたが、高浜市吉浜町で寿覚寺や正林寺が倒れて、当時、学童疎開をしていた児童や先生がはりの下敷きになって23人が亡くなったことについてはお話は出ませんでした。戦時下で公表されなかったこともあり、詳しいことはわかりません。お年寄りに聞いたり、義母に聞いたりといったぐあいです。本になっている部分があるといっても、詳しいことが出ていたわけではありません。

この震災から70年。高浜市で起きた被害について情報を集めることはできませんか、お答えください。

1回目の質問は以上で終わります。

○議長（磯貝正隆） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、内藤とし子議員の1問目、教育行政について、（1）幼保小中一貫教育の進捗状況についてお答えいたします。

一貫教育の最大の目的は、確かな学力の定着と発達段階に応じた資質・能力の育成であり、この2つの力を身につけるべき時期に確実につけるため、教職員一人一人が子供の発達段階を意識

した系統性のある教育活動を行うことにあります。

また、小1プロブレム、中1ギャップ軽減の狙いもあります。園から小学校へ、小学校から中学校へ上がるときに学校生活に戸惑う子がおり、中には登校渋り、母子分離不安、不登校等を引き起こすこともあります。

異校種それぞれの指導に発達段階に応じた独自性があることは当然であり、適度の段差が園・小・中学校に進む間に存在することの教育効果は大きいものと考えられる一方で、園・小・中学校間の教育活動の差異が過度なものとなった場合、小1プロブレム、中1ギャップの背景となり得ると指摘されているところでもあります。

高浜市は、施設一体型の一貫教育ではなく、施設分離型の幼保小中一貫教育を目指しています。幼稚園・保育園、小・中学校の施設が離れている中で「めざす子ども像」を共有し、12年間を通して子供を育てるという意識改革、異校種に対する相互理解、生徒指導や特別支援教育における園・学校間連携体制強化、園児・児童・生徒の交流の促進などを行っているところであります。

これまでの進捗状況につきましては、平成23年度、本来主管する義務教育9年間のみならず、就学前の幼保3年間を学びや育ちの基盤づくりの時期として重要視し、幼保を含めた12年間の一貫教育の構想を掲げました。

そこで、教育センターグループが中心となり、推進開始から3年間一貫して、市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校の教職員が12年間の学びや育ちをつなげるという意識の向上を図り、異校種間の連携強化に焦点化した推進に努めてきました。園から小学校、小学校から中学校へのつなぎの部分に、子供が戸惑いなく円滑に進んでいける教育活動の工夫に努められるような異校種間連携事業に取り組んでいるところでございます。

現在、取り組んでいる異校種間連携事業の中から、主な2つについて御説明申し上げます。

まず、教職員による情報交換会では、例えば小・中間で言いますと、中学1年生を担当する教師が気になる生徒について、前年度、小学6年生を担当していた教師に直接教育相談をしています。中学担任からは、昨年担任をしていた教員に直接話を聞けるので、きめ細やかな対応策を立てることができ、とても参考になるとの声が多く上がり、このことについては幼保と小学校の間においても行われ、同様の声を聞いています。

次は、子供同士の交流です。

例えば、幼保・小学校間では、高浜市の小学1年生の生活科において、来年入学してくる年長児を秋祭りに招待し、一緒に楽しむという学習活動を高浜カリキュラムに位置づけています。この交流は、年長児にとっては入学の不安の軽減や心構えにつながり、1年生にとっては先輩としての自覚を持ったり、自己有用感を抱いたりする貴重な機会になっています。

小・中学校間では、部活動見学会や入学説明会として行われています。

実動した教職員からは、授業や各種行事と関係づけて実践しているので、子供のやる気を引き

出すきっかけになっている、意義や意図を理解した活動が行われてきたので、目の前の子供に生かしていけるとの声が各園、各校で聞こえるようになってきました。各園、各校が子供の学びや育ちをつなげることの意義を感じたことで、異校種間連携事業の質も向上してきています。

以上のことから、高浜市が目指す施設分離型幼保小中一貫教育の実現に向けた取り組みは、確実に進捗しているものと認識しています。

さらに、幼保小中の学校間の縦の連携だけでなく、家庭や地域を巻き込んだ横の連携の推進についても必要と考え、高浜市が「めざす子ども像」を明文化し、地域ぐるみで子供を育む教育基盤づくりにも着手し始めています。

12年間の学びや育ちのつながりを意識した幼保小中一貫教育の推進は、幾ら縦の連携を強化しても、園や学校だけでは幼保小中一貫教育は実現させることはできません。家庭、地域との連携、協働なくして実現できるものではありません。

そこで、園・学校、家庭、地域との横の連携を強化していくために、園・学校、家庭、地域の共通した「めざす子ども像」を掲げ、地域ぐるみで定着を図ってまいります。

この「めざす子ども像」は、12年間の学びや育ちのつながりを意識して育成できるように、幼稚園・保育園を卒園するまでに、また小学校・中学校を卒業するまでに身につけさせたい生活習慣や学習習慣を子供の姿で示したものです。既に、広報でも連載で掲載しているところがございます。例えば、生活習慣では、高浜市として大切にしていきたい観点として礼儀や地域愛を、また学習習慣については学習の心構えや読書を掲げ、それぞれについて、年長児、小学6年生、中学3年生の目指す姿として示すことができましたので、園や学校、家庭、地域がそれぞれの役割や責任を自覚し、高浜市全体で子供たちを育てていける基礎ができました。

本年度は、園・学校、地域、家庭が一体となり、高浜を愛し、高浜のよさを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成という共通目標に向かって子供を育む教育基盤づくりを着実に進めることができました。

次に、（２）一貫教育を実施している他市の状況についてお答えいたします。

中央教育審議会による平成26年10月31日付資料によりますと、小中一貫教育に取り組む市町村は全国で211、取り組みの総件数は1,130件であり、全国的に取り組みが広がっています。

取り組みに至る背景についてはさまざまであり、例えば出生数の減少や若者の村外転出による児童・生徒数減少や校舎耐力度調査による危険校舎の判定などの課題解決のために開校した施設一体型の飛島村立飛島学園、また都市部における小規模校が児童・生徒数減少に伴い統廃合して開校した施設一体型の名古屋市立笹島小学校・笹島中学校、そして教育行政の見直しや教育の向上からプロジェクトを開始した施設分離型の阿久比町の小・中学校などがあります。

施設形態については、施設一体型校舎が13%、施設隣接型校舎が5%、高浜市のような施設分離型校舎は78%となっています。

なお、一貫教育の成果については、大きな成果が認められるとの回答が1割、成果が認められるとの回答が8割となっており、学習指導上の成果として、各種学力調査の結果の向上、学習意欲の向上、学習習慣の定着などが挙げられています。生徒指導上の成果としては、中1ギャップの緩和、自己肯定感の向上などがあり、教職員に与えた効果としては、指導方法への改善意欲の向上、小・中学校間における授業観や評価観の差の縮小などがあります。

一方、一貫教育の課題については、大きな課題が認められるとの回答が1割、課題が認められるが8割となっており、具体的な課題としては、一貫教育実施に伴う準備にかかわる課題として、9年間の系統性に配慮した指導計画の作成、小・中学校合同の行事の内容設定などが、一貫教育の実施に伴う時間の確保等に関する課題としては、小・中学校間の打ち合わせ時間の確保、小・中学校の交流を図る際の移動時間や手段の確保、教職員の負担感や多忙感の解消などがあります。

このような課題を踏まえ、中央教育審議会の調査、分析では、今後、小中一貫教育の実施を予定または検討している市町村や全国的な動向を注視している市町村が相当数あることから、小中一貫教育の導入は今後増加していくものと述べられています。

最後に、(3)不登校生徒の現状と対策についてお答えいたします。

不登校児童・生徒とは、年間30日以上欠席者で病気や経済的理由等を除いたものであり、平成25年度末における不登校児童・生徒の出現率は、小学生の全国平均が0.36%、愛知県が0.46%に対し、高浜市の平成27年1月31日現在の数値は0.69%で、同じく平成25年度末の中学生の全国平均が2.69%、愛知県が2.98%、高浜市の平成27年1月31日現在の数値は3.76%となっています。このように、出現率は、小学校、中学校とも全国や愛知県よりも高くなっており、本市における特徴としては、5割を超える不登校児童・生徒が、複雑な家庭であったり、不安定な親の家庭であったりする現状が浮き彫りになっています。

次に、不登校児童・生徒に対する学校の対応については、大きく分けると未然防止と初期対応に分けられます。

未然防止とは、全ての児童・生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、学校に来ることが楽しいと感じられるような魅力的な学校づくりを進めていくことを意味します。その中心は、授業づくり、集団づくりであり、単なる居場所づくりにとどまることなく、きずなづくりを見据えた授業づくりや集団づくりを行っていくことが大切です。

高浜市では、全ての教職員による一人一授業公開や学年体制による若手教員の授業づくりサポートなどを行い、その中で一人一人の児童・生徒が活躍できる授業づくりに努めています。

次に、初期対応ではありますが、これは前年度までに休みがちであった児童・生徒を中心に、安易に休ませないための対応です。速やかに早期発見・早期対応を行うための準備は、前年度の出欠席情報の収集から始まり、学級編成や学級開きを工夫するなどして、彼らが休まないで済むように考え、取り組んでいます。

具体的には、2日続けて休んだら家庭訪問、校内不登校対応教室の活用や保健室での教育相談など、休み始めたら即チームで対応していきます。それでも、累計15日以上休んだら、名簿に上げ、校内対策委員会でのケース会議などを行います。

不登校になる背景は、子供一人一人によってさまざまであります。そして、いろいろな原因が組み合わさり、休みが長期化してしまう場合もありますので、自立支援という観点で、彼らが学校復帰、社会復帰できるよう、一人一人の状況を分析しながら、その子供に合った細やかな事後の対応やケアを行っています。具体的には、スクールカウンセラーや心の相談員による本人や保護者支援、ほっとスペースのような校外の適応指導教室や福祉機関との連携を図っていますが、長期化した不登校児童・生徒を学校復帰させることは容易なことではありません。

今後とも、教育委員会は、「まず1人を救う。新たな1人を出さない」というスローガンのもと、学校、保護者、関係機関やスクールカウンセラー等と連携をとって取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 続きまして、2問目の防災行政について、（1）自主防災組織と各まちづくり協議会との連携について、（2）災害弱者に対する対応について、（3）三河地震・東南海地震の掘りおこしと今後の対策についてにそれぞれお答えをいたします

まず、（1）自主防災組織と各まちづくり協議会との連携についてお答えいたします。

昨日の2番議員と答弁が重複する部分もございますが、御了承をお願いします。

まず、本市の防災・減災対策につきましては、自助、共助、公助を基本とし、町内会、まちづくり協議会などの関係者と連携を図りながら、積極的に取り組むこととしております。

共助の担い手として期待されております自主防災組織である町内会、まちづくり協議会においては、これまでも町内会単位あるいはまちづくり協議会単位での防災訓練の開催や市総合防災訓練への御参加をいただいております。

この市防災訓練の実施に向けては、各まちづくり協議会の防災部会あるいは防災グループなどにおいて、自主防災組織である町内会、まちづくり協議会のメンバーの皆様が防災訓練の内容や実施方法等について協議、検討を実施されております。

また、市総合防災訓練の際は、町内会が確認をしました安否確認、これはタオルかけ訓練ですが、その情報を小型無線機を使用し、まちづくり協議会への報告をいたしております。その後、まちづくり協議会から町内会ごとに集約された安否確認の情報を、MCA無線機を使用し、市の地域班に伝達する訓練を実施しております。この小型無線機やMCA無線機の使用に係る研修会も、町内会、まちづくり協議会が連携をして実施いたしております。

加えて、防災ネットきずこう会へも、町内会、まちづくり協議会の関係者などの参加をいただき、活動を通じて情報共有や各地域を超えた連携が強化されております。

実際の連携の事例を申し上げますと、昨年8月に発生をしました広島市での土砂災害を踏まえ、碧海町町内会と南部まちづくり協議会の皆様が土砂災害特別警戒区域周辺の住宅を訪問し、注意喚起を実施していただきました。また、議員も御参加をいただきました吉浜まちづくり協議会が主体となった避難所開設訓練においても、町内会と連携をし、実施されております。

以上の取り組みからも、議員の御質問であります自主防災組織である町内会とまちづくり協議会との連携に関しては、十分実施をされているものと確信をいたしております。

次に、(2) 災害弱者に対する対応についてにお答えいたします。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、要配慮者の把握や避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、町内会、民生委員などの避難支援等関係者への事前の名簿の情報の提供や避難行動要支援者の対象範囲などの避難支援に関する重要事項については市町村の地域防災計画に定めるなど、規定が設けられました。

本市では、法改正を受け、今後、地域防災計画の見直しを行い、避難行動要支援者の名簿を作成した上で、名簿に掲載された方に対して、名簿情報を避難支援等関係者に提供することについての同意をお願いしてまいります。

そこで、議員お尋ねの避難行動要支援者の方に対し、同意の働きかけなどの調整を行っていただく方として女性を活用してはというお考えについてでございますが、特に女性を限定するという考えは持っておりません。その理由といたしましては、避難行動要支援者の方と日ごろからかかわり合いをお持ちの方に御協力をお願いしたほうが、より同意の促進につながると考えておりますので、性別だけでなく、かかわり合いのある方をお願いしてまいりたいと思っております。例えば、ひとり暮らしの高齢者の方であれば、定期的に訪問されている民生委員の方に、要介護の方であれば、日ごろからかかわり合いのある地域包括支援センターの職員や担当するケアマネジャーの方に御協力をお願いしていくことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、(3) 三河地震・東南海地震の掘りおこしと今後の対策についてでございますが、内藤議員の御質問にもございましたが、愛知県内で2,306人が犠牲になった三河地震から、本年1月13日で70年を迎えました。議員も御承知のとおり、地元新聞社においても、三河地震70年に係る特集記事が、被災当時の写真も掲載され、多くの方々に三河地震の被害等について周知がされたところであります。

本市においては、三河地震の発生当時の資料が少ないため、平成19年3月に内閣府の中央防災会議が取りまとめた1944東南海・1945三河地震報告書を参考に、若干御説明をさせていただきます。

まず、東南海地震と三河地震として、1944年(昭和19年)の東南海地震からわずか37日をおいて、翌年の1945年の昭和20年に三河地震が発生いたしました。

この2つの地震は、巨大地震と内陸地震の関連を示す典型的な例とも言われており、日本の敗

戦が色濃くなった時期に発生したもので、軍需工場が集中をしていた東海地方に大きな打撃を与えたと記録されています。

東南海地震は、昭和19年12月7日午後1時36分に発生し、マグニチュードは7.9、地震の震源は紀伊半島南端に近い和歌山県新宮市付近で、断層の破壊は北東に進み、東は浜名湖付近まで達したと考えられています。強い揺れに、被害は、三重県、愛知県、静岡県、津波による被害は主に三重県の海岸に集中しました。東南海地震の県別の死者は、愛知県438人、三重県406人、岐阜県16人に加え、近畿圏にも広がっており、地震による死者は総計1,223人に達しました。

東南海地震から37日後、昭和20年1月13日午前3時38分に三河地震が発生しました。地震による被害は、三河湾の北に位置する蒲郡市、西尾市、安城市など甚大で、死者は1,961人に達しました。

東南海地震の断層面からそれほど離れていない地域に起きた地震であり、東南海地震に誘発された広義の余震と考えられています。岡崎平野南部や三ヶ根山地周辺、これは現在の安城市、西尾市、旧幡豆郡吉良町、同幡豆町、額田郡幸田町、蒲郡市などでございますが——に局地的な大きな被害をもたらしており、最大震度は、後年の調査によって震度7相当と見積もられております。

三河地震の特徴は、発光現象の目撃証言が多い地震であり、聞き取り調査に基づく、発光現象は現在の西尾市市街地を境界として、東側では全体が光り、西側ではいずれかの方向が光るものだったと考えられ、境界の東側全体が光った可能性がある。発光現象と地震の関係がこれほど明確な地震はほかに例がないと記載をされております。

三河地震による被害資料は、戦時報道管制のため意図的に隠され、地震直後には発表されていなかったものが多く、そのような背景から、現在に伝えている資料には極秘の文字が表紙に記載されているものが多数存在しましたが、残された資料ごとに数字のばらつきが大きく、被害の実態を把握するには難しかったようであります。

1970年代になって、愛知県防災会議が被害実態を把握するための調査に取りかかり、愛知工業大学教授であった飯田氏が中心となって残された統計資料を整理、再調査し、あわせて現地確認もした上で報告書を取りまとめられ、三河地震被害の全容が初めて多くの人に知られることになりました。

この調査の最終的なまとめとして得られた1945年三河地震の被害の総括には、被害は愛知県下のみに限られており、特に現在の西尾市を中心とした幡豆郡と現在の安城市を中心とした碧海郡の2つの郡に集中しています。

三河地震による死者は、全体で2,306人を数え、地震の死者の死因について、詳しい資料は残されていませんが、ほかの内陸直下型地震と同様に家屋倒壊による圧死者が多かったと考えられています。また、生存者の体験談も多く、就寝中に突然強烈な地震動に襲われ、逃げる間もなく

家が潰れてきたが、たまたま隙間に入ってよかったという話が多く、被害が拡大した要因として、強烈な地震動に見舞われ、多くの家屋が倒壊したことに加え、幾つかの環境的な要因によってさらに被害が拡大したと考えられる。

まず、この地震の37日前に東南海地震の影響が挙げられる。東南海地震による愛知県下の被害は、半田市と名古屋市に特に集中していたが、この2つの市に次いで大きな被害が出ていたのは幡豆郡内の町村である。例えば、福地村、これは現在の西尾市福地では、死者21名、総戸数1,200戸中477戸が全壊、674戸が半壊という大きな被害が発生しており、これは家屋全壊率30%を超えていることから震度7に相当する揺れに見舞われたこととなります。この地震により、多くの家屋が被害を受けたが、戦時中だったこともあり、ほとんどの家では家屋を修理することなくそのまま住み続けていたことや、地域に住んでいる大工が少なく、すぐには修理することができなかった、そのような状況の中で三河地震が発生して、もとの強度に比べて弱くなっていた家が倒壊してしまったとも考えられる。

また、名古屋市からこの地方に集団疎開をしていた国民学校の児童に多くの死者が発生したことも特筆すべき事項である。名古屋市及びその周辺地域には兵器関連工場が多数立地していたため、空襲の危険性が高く、三河地震発生5カ月前に当たる昭和19年の8月ごろから学校単位の疎開が始まった。三河地方で大きな被害が出た幡豆郡、碧海郡にも、10数校の国民学校が疎開をしていた。例えば、名古屋市中区の大井国民学校は、幡豆郡三和村に集団疎開をしている。疎開していた児童や引率の教師は、村内の9つの寺院に分かれ、寄宿生活を送っていた。このうち、妙喜寺、福浄寺、安楽寺の3寺院の本堂が三河地震により倒壊し、31名の生徒と1名の付き添い教師の合計32名が亡くなっておられ、この地震による集団疎開先での犠牲者は50名以上と推計されています。

この報告書の中には、三河地震の市町村別の被害表が記載されております。昭和20年1月の大浜警察署資料として、高浜町における死者は31人、負傷者は54人、当時の総戸数は3,156戸で家屋の全壊155戸、これは全壊率4.91%、半壊が523戸で半壊率は16.57%となっております。

以上、三河地震等について、内閣府の中央防災会議がまとめられた報告書から概要を述べさせていただきましたが、この報告書は内閣府のホームページで閲覧も可能でありますので、ぜひごらんをいただきたいと思います。

さて、御質問の今後の対策であります。このように三河地震は、内陸直下型地震により、より多くの家屋を倒壊させ、その倒壊家屋により大勢の圧死者が発生をしております。地震が発生した70年前とは住宅事情やインフラ等の整備状況も大きく異なっていますが、防災の基本は自助対策であります。

そうしたことから、特に木造住宅の無料耐震診断、耐震改修補助金、家具転倒防止器具の取付補助制度等を活用していただくなどの周知、啓発に力を入れ、減災に努めてまいります。

また、市民の防災に対する意識を高めるためにも、防災に関する情報の提供を積極的に進めるとともに、加えて有事の際を見据えた、より実効性のある対策を推進するためにも、町内会、まちづくり協議会、企業等々と連携し、主体の役割分担を明確にしつつ、共助の定着を図ってまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 再質問いたします。

高浜市は、施設一体型ではないと言われました。しかし、その間、9年間の教育のカリキュラムはどのようになっているのでしょうか。教育行政方針では、4・3・2制のカリキュラムとも言われましたが、どのようになっているのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） カリキュラムそのものにつきましては、現在、小学校6年間、中学校3年間、それぞれ分離したカリキュラムです。

ただ、高浜カリキュラムといたしまして、生活科、また総合学習の時間におきましては、市内同一でそれぞれ学ぶようなカリキュラムを28年度完成実施目指して取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほど、課題がいろいろ述べられましたが、小・中学校間の打ち合わせ時間の確保だとか小・中学校の交流を図る際の移動時間とか手段とか、教職員の負担感や多忙感の解消など、どのように対策をとろうとしておられるのか、お示してください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 先ほど出ておりましたのは、調査に基づいたものでありますが、高浜市としても、実際課題としては、中学校の先生が小学校の授業を見に行くときに、1時間授業を見るためには前後の時間がやっぱり必要になってくるわけです。なるべくその場合、空き時間等をうまく組み合わせて、授業に子供たちに影響のないようなことを考えたり、丸々1時間授業を見るのではなくて、途中から授業を見て、途中から授業に上がって行って、自分の持っている例えば中学校の授業において影響がないように考えております。

それから、子供たちの交流についても、長期休業等であったり、また子供たちが入学説明会等で小学校の児童が中学校へ出向くときなどに、そこで児童・生徒の交流の場を持つなど、やっぱり実際、時間の確保等を十分に考えながら進めておる現状であります。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 以前、クラスの人数が多い上に教職員の負担が重いことを解消することが重要という答弁がありました。今現在はそういう点では解消されているのかどうか、その点

をお示しく下さい。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 昨日も答弁させていただきましたが、小学校1年生、2年生、中学校1年生につきましては35人学級を取り組んでおります。

ただ、向こう6年間ですね、平成27年度から31年までに、通常学級だけでも10の学級増が見込まれておるわけで、まずここが優先に対応していく課題と考えております。そういうところをまずやった上で、なおかつ空き教室等が出てきたときには、少人数学級ということも今後考えていけるかなと思います。

まだ、学級増、児童・生徒増というのが当面続くというところについては、御理解いただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 教育委員会として、一人一人を救うというか、新たな一人を出さないというスローガンのもと頑張っていることはわかりましたが、これは標語といいますか、目標といいますか、具体的な取り組みはどうなっているのか、お示しく下さい。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 担任一人で抱え込ませないように、例えば学校であれば、その子に対してチームで対応していただくか、より心の中に入り込んでいくために、今、中学校ではそれぞれ2名のスクールカウンセラー、小学校におきましても2名のスクールカウンセラー、それから教育委員会でも1名のこころの相談員を配置しておりますので、やはり保護者や本人含めて相談をして、安心させるような気持ちに持っていく、そういうところもまず大事なところかなと、それからまた学校だけでは抱えきれないというところで、例えばほっとスペースのような通級できるような施設、また西三河の教育事務所のコーディネーター等の連携をしていく中で、その子に合った対応というのを考えております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 一貫教育の他市での状況が先ほど話されましたが、東京の三鷹市では、2003年の市長選挙で小中一貫教育の推進を公約して、全市の小・中学校が校舎が別々のまま小中一貫教育校になったそうです。2つとか3つとかの小学校と1つの中学校で学園を構成しているところがあります。

この三鷹地区で教職員対象にアンケートを集めたところ、37%が回答して、一貫教育は子供たちに意義のあることだと全く思わない、余り思わないが80%、余りよくないが85%にも上がったそうです。進め方が非常によくない、余りよくないが85%。アンケートには、いろいろ苦労しながら、休みもとらずに頑張って授業をやっているのに、授業を補習授業やなれない方に任せていくなんていうことは信じられない、子供たちと授業をやる以外に大事な仕事があるのかというよ

うな意見も寄せられています。

品川区が小中一貫教育、一貫校を導入する理由は、中1ギャップの解消です。中1ギャップとは、子供が中学校生活になじめず、不登校やいじめなどがふえることです。

文部科学省によると、不登校の子供は、小6に比べて中1で約3倍になり、把握されたいじめの件数も倍になると言われています。

高浜市では、小6から中1に移る場合の中1ギャップと言われる部分、一貫教育を始めて、減っているのか、ふえているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 当然、今、例えば入学説明会等での体験授業とか部活参観等をやすることで、子供たちがどのようにその意義を感じているかということで、やはりここ2年間ですけれども、子供たちにアンケートをとったところ、手応えは感じております。子供たちが今一番不安に思っておるところは、最初は先輩とのつながりかなと思っていたんですが、テスト、やっぱり経験をしていないというようなことで定期テストに不安を持っておると、次に来るのが校則、やはり小学校とは違う流れであると。逆に、楽しいことで、やはり部活動とかいろんな仲間ができるとか、そういうところもしっかりつかんでおります。

以上であります。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） これがはっきり、小6の子供たちが、中学になる子供たちをきめ細かにというか、一人一人にきちんと目を配っているということはよくわかります。そういう面では、これまで十分それがされていなかったのではないかという感じもいたします。

そういう面では、やっぱり子供たち一人一人にきちんと目を配っていただきたいというのは思うわけですが、そのことと、それから昨日の一般質問の中で、高浜市を含んだ7つの自治体の調査の結果の報告がありましたが、不登校になるのは10.8倍、貧困が5.5倍で、貧困の場合はよその6市は1.5倍から3倍だと、高浜市は5.5倍だということで非常にこの率が高いんですが、この点ではどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） これは、きのうも児童虐待のところでも御答弁させていただいた部分なんです、これはあくまでも確率ということでして、これが今後そのまま影響するというわけではないということを御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） これがそのままということではないというお話ですが、こういう家庭に対してどのような支援をされていこうとしてみえるのか、お示してください。

○議長（磯貝正隆） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 貧困家庭に対する支援等というのは、今後、煮詰めていくということでありまして、また先ほど、子供たちにこれまで目配りが足らんかったのではないかという御指摘がありました。それについては、非常に残念な発言であったというふうに思っています。

私たちがこの小中一貫教育で目指していくその目的は、やはり「めざす子ども像」に向かって、地域、学校等々が連携をして、みんなで育て上げていくんだということでありまして、その点を是が非とも理解をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 要するに、いろんな問題のある家庭の子供さんに対しても、きちんと目配りをしてほしいということが大きな言いたいことの一つなんですけど、不登校になって学校に見えた方でも、せっかく学校に頑張ってきたと思うんですが、それでも学校で心にもないことを言われて、また気持ちがなえちゃって不登校になってしまったという子供さんもお見えになりますので、やっぱりそういう点では、教職員の負担も大きいし、それから先生方一人一人は一生懸命やっただけだと思ってると思うんですが、やっぱり子供たちに対する対応という面では、しっかり子供の気持ちがまだまだつかめていなかったんじゃないかという感じがいたします。

そういう点で、ぜひ子供たちの気持ちを酌んで当たっていただきたいと思っております。

それから、次に移ります。

防災に関してですが、災害弱者に対する対応について、女性を特別に入れていくという考えはないというお話がありましたが、民生委員の方たちも見えるのでというお話でしたが、やっぱり今の自主防災会とかまちづくり協議会の中では、男性社会といいますか、男性が主なところを担ってみえると思うんですね。そういう中で、やはり女性の活用というのはもっと進めていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、そういう点ではいかがでしょうか。どうでしょう。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 防災に関して、もっと女性の活躍をという御質問だと思います。

現状をやはり見ますと、各町内会さん、防災に関するとところに行きますと男性の方が多いということになってきます。そういった状況の中で、各まちづくり協議会の防災部会あるいは防災グループの会合には婦人会の方ですとか、そういった方々も御参加いただいておりますので、少しずつではありますが、女性の参加割合が高くなってきておるというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 災害弱者といいますか、取り組みとして、民生委員とかシルバー人材センターの見守りなどさまざまな取り組みがされていますが、これは災害弱者、要援護者のほうからの申請がなければならぬのかどうか、お示してください。

○議長（磯貝正隆） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） あくまでも、地域のほうに情報が流せるのは、御本人から同意をされた方ということでございます。

ただ、市として、同意していない方も含めてその名簿のほうは作成いたしますので、災害が起きたときには、その同意をしていない方に対しても地域のほうに情報が流せることになっているということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうすると、例えば夫婦で暮らしていたところが、御主人が亡くなったと、ひとり暮らしになったと住民票のほうでわかるわけですが、それがそのまま福祉のほうにいくということではないわけですか、お示してください。

○議長（磯貝正隆） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） この避難行動要支援者の名簿につきましては、今、システムで管理をしております。これにつきましては、定期的に住基情報とかも取り込みながら更新をいたしますので、その時点で把握できるという形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうすると、何かあったときという電話を取りつけていただくことなんかあるんですが、電話を取りつけてくださいという申請を出しますが、シルバー人材センターなんかの見守りなんかについては、見守りをしてくださいという申請をするのかどうか、その点お示してください。

○議長（磯貝正隆） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） その辺も含めて、今のシステム上では把握しておりますので、当然そこで把握できた時点で、例えば民生委員さんのひとり暮らしの訪問ですとか、シルバー人材センターさんの見守り推進委員さんに対しても、その辺の状況のほうを提供していくというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 1年以上たっても見守りがなかったという方もおられます。そういう点では、今後、幾ら機械がきちんと整備されていても、それを見て、実際に実施していくのは人間ですので、そういう点では今後注意をしていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（磯貝正隆） 以上で通告による質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は45分。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いをいたします。

4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 本日の3番議員の柳沢英希議員が質問されたことに関連したことでちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど、市内に子宮頸がん予防ワクチンを打たれて、ちょっと軽度の症状が見られたということだったんですけども、その方が、軽度という場合ですと、一応把握できるところでどのぐらいの状態なのか、それと年齢といつごろ接種されたかが、わかる範囲で、よければ教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 1件、副反応報告があったということで、その症状、血管迷走神経反射、いわゆる失神をされて、打たれて、その後、その診療所の方でお休みをとられて、回復をされて帰っていかれたというのが1件、軽度のものであったということであります。

その実際の日にちにつきましては、平成23年に行っております。

当時のその方は高校生ということであります。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） その後は、別にそんなに心配はないということと考えるとよろしいのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） この1回のみでありまして、本人さんは、ここの診療所で休んで、元気に帰られたというような状況を聞いております。

○4番（浅岡保夫） 以上です。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員、いいですか。

○4番（浅岡保夫） いいです、はい。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 昨日の16番議員の質問で、子ども放課後対策の強化についてのところで、児童センターで子供たちが1日滞在できるようにするという答弁がありましたが、長期の休業中ですと、結構今でも学童保育、子ども放課後の子供たちがいっぱいなんですけど、どのように、これ何人ぐらいを考えてみえるのか、いっぱいになっている状況ですが、どのようにされていくおつもりなのか、お示してください。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 長期休暇での対応ということですが、それを、来年度実行を踏まえて、今年度、既にサマーキッズという形で長期休暇同様の体制でやりました。その中で、実際、トータルで80人ほどだったと思いますけれども、いわゆるサマーキッズの利用者がおる中で、各児童センター、それぞれの体制の中で実施してきたと、そういうところを踏まえて来年度実施していくというものでございますので、御理解お願いいたしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

○議長（磯貝正隆） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は3月9日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時47分散会
